

外国人困窮者支援のいま
—北関東医療相談会月間レポート：2021年9月版—

◆支援日誌

◇9月5日「仮放免者とワクチン接種」

皆様へ

東京新聞の望月記者がウイシュマンさんの件で以下の記事を書きました。注目の内容です
(https://www.tokyo-np.co.jp/article/128962?fbclid=IwAR2Kr1c0qN_j4OeKxpXdmduho992G8JXBeSOnoBGwmsDFNs3U-H7QM_KEgs)。



◇9月12日「コロナで亡くなってしまった仮放免者・接種券を得られない仮放免者」

8月26日の仮放免者（コロナに罹患した人）についての報告②

8月26日の仮放免者は、経緯としては翌朝の早い時間に救急車を呼ぶことになりました。当会会員の通訳が間に入りました。

その後、私に繋がり前回お伝えした血中酸素濃度でした。救急隊員も必死に病院を探しましたが見つからずでした。近くの病院はお金を払っていないのでと断れていたもので、直ぐにその病院の名前を教えていただき、支払いに伺いました。その後の後日談です。

次の週に病院の事務から連絡がありました。私の置いていったニュースレターと年間報告を先生がジックリと読みました。

先生は、「今後この病院に仮放免者が来るときは仮放免証を持参してください。持参した方の費用は当病院で賄います」言われたそうです。私は、驚きました。この病院もアミーゴスとなりました。現時点では公開して良いか確認していませんので公表を控えています。一部の仮放免者には伝えていきます。川越に住む仮放免者の方には素晴らしい報告だと思います。

しかしながら、喜んでいましたが病院に入院した仮放免者は一進一退を状況を繰り返し、9月7日にコロナの危機から脱したと病院から連絡があってホットしたのですが、それも束の間でした。9月8日朝には亡くなったと連絡がありました。せっかく危機を抜けたのにと感じていました。

つくづくワクチンを接種していれば亡くなることも無いと思いました。

私の通訳をしている仲間がワクチンと言っているのが川口市に交渉しました。川口市は「仮放免者のワクチンは9月15日に券を配る」と言っていましたので、それはおかしい弱者優先だろうと言い接種券をもらいました。しかし、彼は9月6日接種券の申請書が届いた朝にコロナにかかりました。その後は、特に悪くなるのではなく元気にしていますが、今後前述の彼のようにならないか心配しています。

当会から、マスク、食糧、アルコール、酸素濃度計、手袋等必要な物を持参してあげました。

皆様も、関りのある仮放免者への気遣いを是非してください。

よろしくお祈りします。

◇9月14日「法務省の仮放免者に対する処遇の見解」

厚労省のワクチンの解説を探していると以下の内容が出てきました (https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00212.html?fbclid=IwAR3TU63sOoVkBNUQ7GkojgujCCZa2FT9YDVMRFFAZH0KOz_hulbhc2h8)。

記者会見の記者に敬意をもちたいと思います。仮放免についてこれほど取り上げていただいたのは無いと思います。感謝

仮放免制度の在り方等に関する質疑について
<p>【記者】 今の在留特別許可とも関連してきますが、結局在留資格がないと、在留カードがないと住民登録もされず、それによって地方自治体の行政サービスも受けられない、健康保険も入れないという状況が続いています。 先週も仮放免の外国人に対する健康保険の適用に関する質問がありましたけれども、重篤な高度医療を必要とする方もそうですが、日常的にお子さんの虫歯の治療すらできない、そういう状態が何年も何年も放置されているという状況が続いています。健康保険がないということは本当に生活していく上で大変な状況です。 その他にも、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の状況についてですけれども、厚生労働省が3月末に、仮放免の方にも希望者にはワクチンを接種するようという通知を出していますが、実際に地方自治体に問い合わせても、ほとんど広報もしていませんし、実施もされていません。 仮放免の方に聞いても、入管が持っている仮放免の個人情報で地方自治体と共有すること自体に非常に警戒を持っている方がいらっしゃいます。仮放免と言っても、行政の支援が受けられるわけではなく、ただ入管に出頭して、それが延長されるかどうかを決めるだけの、監視のための制度になってしまっています。 そういうことで、やはり仮放免制度というのが、地方自治体との関係も含めて、その人の命を最低限守るといったような証明にならないといけないと思うのですが、現在の仮放免制度の在り方そのものを見直す考えがあるのか。 それと在留特別許可の柔軟な運用ということも関係してくるわけですから、仮放免制度の在り方、それから健康保険ですとかワクチン接種の関係について、大臣のお考えがあればお聞かせください。</p>
<p>【大臣】 現行制度でございますが、仮放免をされた外国人の方々につきましては、退去強制手続中という立場に鑑みまして、基本的に就労を認めておらず、その生計については、基本的に、本人の資産や、身元保証人や御家族の支援によって支えることが想定されているところでございます。 また、健康保険につきましては、法務省の所管外でございますが、現行制度上、不法滞在外国人は、公的健康保険に加入することはできないものと承知しております。 出入国在留管理行政の遂行に当たりましては、関係省庁との適切な連携が重要であると認識しておりますが、医療制度や公的保険制度は法務省の所管外でございます。それらの制度に関する見直しをすべきではないかとのお尋ねもございましたけれども、法務大臣としてお答えすることは適切ではないと考えております。 その上で、仮放免中の外国人の方に対する市町村等との関わりについての御質問がございましたが、当該外国人の御希望によりまして、その居住地等を当該市町村に通知をさせていただいております。各所管省庁や市町村等におきまして、提供可能な行政サービスにつきましては、適切に対応しているものと承知しております。 また、仮放免中の外国人に生活上や健康上の問題がある場合には、所轄の地方入管等に連絡・相談をいただければ、個別に適切な対応を検討することとしております。 ワクチン接種についての御質問がございました。入管収容施設の被收容者につきましては、ワクチン接種を希望する被收容者に対しましては、原則として、ワクチンの接種を行うこととしており承知しております。 優先接種対象者であります65歳以上の被收容者の中には、既に2回目のワクチンを接種済みの者もいると承知しております。 今後とも、被收容者に対する予防接種の実施につきましては、関係省庁や市町村と連携し、適切に対応してまいりたいと考えております。 詳細につきましては、出入国在留管理庁へお問い合わせいただきたいと思います。</p>

注)「支援日誌」は長澤正隆 Facebook を基に修正加筆を行った。

◆支援状況

◇個別支援（アウトリーチ支援）

- ・10名程度で個別支援。
- 相談支援や医療支援、入管関係支援などを行う。

◇電話相談（受信・発信件数）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
33	30	38	30	13	42		40	44	45	34	14	28	60	70

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
56	34	30												

※空欄は電話相談はあったが確認することができなかった日。

- ・電話相談総件数 641件
- ・1日平均 37.7件（最大70件）

◇食料・生活必需品等の配布

- ・食料（米、おかず、野菜、調味料など） 98件



◇住居支援

- ①群馬県高崎市に「めぐみアパート」3部屋借り上げ。
仮放免のフィリピン人2人が入居中。
- ②埼玉県杉戸町に「すぎとの家」1軒借り上げ。
ベトナム人仮放免者が1人が入居中。

編集：大澤優真